

【委員会記録】

有持委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。(10 時 33 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【追加提出議案等】(資料①)

- 報告第6号 平成 23 年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 「徳島県県産材利用促進条例(仮称)」のあり方(答申)について(資料②③)

吉田農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料(その2)によりまして御説明を申し上げます。

9月定例会に追加提出いたしました平成 23 年度決算に係る資金不足比率の報告につきまして御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

平成 23 年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

ここでは、平成 23 年度決算におけます公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計におきまして、林業戦略課が所管いたしております徳島市津田地区の県営貯木場に係る管理に必要な歳出が計上されております。それらを含めた同特別会計につきましては、表の下、欄外の備考に記載いたしておりますとおり、平成 23 年度決算に係る資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄にはバーを記載いたしております。

2ページをお開きください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、徳島県監査委員によります審査をいただいております。その結果、3ページの第3、審査の意見の段にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

以上で、平成 23 年度決算に係る資金不足比率につきましての御報告を終わらせていただきます。

この際、1点御報告を申し上げます。

報告事項は、「徳島県県産材利用促進条例(仮称)」のあり方(答申)についてでございます。

お手元に資料1の答申の概要、1枚物でございます。これと資料2のあり方(答申)をお配りいたしております。

事前委員会におきましては、これまでの検討の経過を御説明申し上げました。本日、御説明する条例のあり方につきましては、徳島県森林審議会から去る9月19日に知事に対しまして答申をいただいたものでございます。

説明は、資料1の概要でさせていただきます。

まず、条例制定の必要性でございますが、森林資源の循環利用が徳島に恵みをもたらす、豊かな自然環境が保たれることを県民全体にお伝えしていく必要があるといたしております。

次に、条例を構成すべき事項といたしまして、第1章の総則のうち目的でございますが、県産材利用の推進により、森林の多面的機能の発揮に貢献するとともに、中山間地域の活性化及び本県経済の発展を図り、県民が豊かな環境に囲まれたゆとりある生活を実現することといたしております。基本理念では、森林の役割に感謝し、県産材に愛着を持つこと、貴重な森林資源を次世代に引き継いでいくことなどが盛り込まれております。次に、県の責務、市町村との連携、さらには、県民、森林所有者、林業・木材産業事業者、建築関係事業者、それぞれが果たすべき役割を明確化し、それぞれの立場での取り組みを明示すべきものとされております。

第2章におきましては、木造化の基準や県産材の具体的な利用目標などを定め、とくしま木材利用指針を条例の中で明確に位置づけることとされております。

第3章は、県産材利用の促進でございます。取り組み方針では、循環利用のための森林整備、安定供給のための基盤整備や人材育成、製材加工流通体制の整備、また、公共建築物や公共工事への利用などの計8項目が盛り込まれております。そのほか、県における率先利用といたしまして、県施設の木造化・木質化の推進を盛り込みますとともに、県産材の利用に関する普及啓発や情報の提供、推進体制の整備を明示すべきものとされております。

第4章のその他の措置といたしましては、顕彰制度の創設や施策の実施状況の公表を盛り込むべきものとされております。

以上、審議会答申の概要を報告させていただきました。

今後、県議会での御論議をいただき、次期定例会への提案に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

杉本委員

今、県産材利用促進条例のあり方を見せてもらいました。見たばかりですから、よくわかっておりませんが、全国で初めての促進条例ということで、我々もこれをやられとるということは聞いておりましたので大変

興味がありました。今初めてではないんですが、森林審議会の委員さんの名前も全体を見た感じ、今までの私たちの感覚からいうと大物ばかりがそろったんですが、随分若返ってびっくりしております。我々としても、この条例に従って、従ってと言えばちょっと行き過ぎになりますが、合わせてやっていかなければならないだろうというように考えております。我々は木材の供給側でございますので、2分の1は責任があるのかなというぐらいの決意でいかなきゃいけないんだろうというように思っておりますが、特に県産材の利用を前面に打ち出していくということでございます。これは逆に言えば、山村にすれば、活性化の1つの目玉以上のものになるだろうと高く評価しております。

そこで、条例制定後の県産材の供給体制も、我が町で言えば20万立米にもっていかざるを得ない。今は6万立米ぐらいですから、20万立米といえば結構な量にもっていかなくてはいけないということになります。が、今のままの山側への支援だけでは、とてもでないけれども追いついていけないのでないかというような気がいたします。何か必要になってくると思いますが、その考え方をまずお聞かせいただきたい。

梶本次世代プロジェクト推進室長

杉本委員からは、条例制定後の山側の生産供給対策についての御質問をいただいております。

今回の条例のあり方では、答申の中で基本理念といたしまして、本県の持つ充実した森林資源を循環利用していくことで、健全な森林を次の世代につなげていくことが盛り込まれているところでございます。一方、材価が低迷している中で、森林が健全な状態に保たれるためには、低コストで木材が搬出される。そして、山側に所得が還元されていく。それがまた森林整備につながるということが重要であるというふうに考えております。そのため、委員お話しのとおり、やはり山側の生産体制を充実させていく必要があるというふうに考えておりますので、今後とも、現在もそうなんですけども、次世代林業プロジェクトということで、生産量をふやすプロジェクトに今、取り組んでおるところでございます。

今後、効率的な搬出を行うために大規模団地を設定したり、それから先進的な林業機械の導入、路網整備を進めるということで、これまでの間伐から主伐の時代を見据えた施策に取り組んでいく。さらに生産性を向上させるということが必要であると思っています。それから、県産材の増産に必要な人材育成にも引き続き取り組むということが重要であるというふうに考えているところであります。

杉本委員

随分と上流に対しては気を使っている。主には下流のことになりますが、上流にも随分気を使っていたいとおるというように感じたわけでございます。ただ、中にはお金というやつが入っておりますから、我々にしたら木材が高いか安いかが、協力できるかできないかの境目になることは間違いない話です。上流の人も下流の人も安いか高いかでありますから、下流と上流は今までは、恐らく藩政時代から対決姿勢でずっとやってきたと言って過言ではないわけです。切磋琢磨したっていう意味は随分あったわけですけども、基本的には、やはり対決姿勢できたというわけでございますから、どうぞ踏み間違いのないように、具体的には、説明等を十分に上流側にもしてもらい、また下流の方々にもわかるように施策を展開していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

深く考えてみますと、木材県、木材県と言われながら、いつの間にか全国一にも誇る外材工場が徳島にあ

ったということも御記憶に残しておいていただきたい。林業県であるはずが、外材県になったと。西日本では一番の量を引いておるということも、よく考えていただきたい。今、山元がどうなっておるかというのは、今はもう外材対内地材という社会になってきているということを踏み間違ったら、大きく間違ってしまうということを認識していただきたいと思います。

次に、条例のあり方で、県の責任とか県民の役割も書き出されておりました。私も先ほど言いましたように、森林所有者の一人として森林所有者の役割が大変気にかかるところであります。あり方では、森林所有者が森林の多面的機能の重要性を認識する、県産材の供給に努めるということになっておりますが、この意味合いの中で、どのように認識をしたらよいのかという点。

また、普及啓発活動の中には利用推進月間について書いてありますが、林業団体と木材関係団体が共同で10月に、今までは森林・木材利用促進月間を自主的に決め、長年にわたって運動をしてきました。藍場浜公園でイベントなどをしてきたわけですが、このように月間を条例に定めるということは、県を挙げて普及啓発していただけるということでもありますので、条例には利用推進月間を位置づけてほしいと私は考えとんです。

また、先ほどの答弁では、山側の取り組みも木材利用に大変重要であるというようなことでありました。木材供給を担う役割として、これまでのイベントを山側もともにやってきておりましたので、今後も森林・林業の取り組みを含め、普及啓発に取り組んでいったらどうであろうかと御提案したいんですが、御答弁いただきたいと思います。

梶本次世代プロジェクト推進室長

杉本委員からは、2点御質問をいただいております。

まず、1点目の森林所有者の役割といいますか、その重要性について、どのような認識をもっておるのかということでございます。

県産材の利用を促進していく上で、森林所有者の皆様方の御協力を得ることは大変重要であると考えております。そして、森林は森林所有者個人だけの財産ではなく、水源の涵養でありますとか、あるいは土砂流出の防止など公益的な面を持っているということでございます。そして県民の生活にかけがえのない財産ともなっていると、こういったことを答申においては、森林所有者の皆様方には、その所有する面積の規模にかかわらず、それぞれの森林が県民にとっても貴重な財産であるということでございますので、健全な状態に保つための森林管理等の取り組みに努めていただきたいということが定義されているところでございます。

次に、県産材利用推進月間のことが、あり方答申の中に明示されております。それで杉本委員のほうから、川下のほうだけでなく、いわゆる山側のほうの啓発ということも含めてしてはどうかということで、10月の利用推進月間の御提案をいただいたと思っております。

条例のあり方に明記されておりますのが県産材利用推進月間ということで、これまで杉本委員を先頭に森林、林業、木材産業関係者の皆様方が、長年にわたって10月を森林・木材利用促進月間として、木材利用の普及啓発に取り組まれております。このことにまず感謝申し上げたいと考えております。そしてこれは、山と木と緑のフェアという形で、もはや25年目を迎えておるところでございますので、広く県民にも浸透してお

るのではないかと、非常に愛されているというふうにも考えております。今後とも、そういった月間中の核となるイベントとして、さらに発展させて、県産材利用の普及啓発に努めていただきたいと考えておりますし、県としても支援をしてまいりたいと考えております。

今回のあり方では県産材利用推進月間となっておりますが、これまでの条例の検討過程においても、県産材の利用というものは森林の循環に欠かせないものであるとの御意見を多数いただいておりますので、委員御提案のとおり、県産材を生産し、森林整備を実施していく必要性についての普及啓発活動も大変重要であると思われることから、森林、林業、木材産業全般にわたる普及イベントとして実施していくべきものと考えているところでございます。

杉本委員

先ほどの御答弁の中には、山持ちだけの山でなくて、県民の財産でもあるというようなお答えが入っております。これまた御提案を言わせていただければ、1時間や2時間言わせていただきたいことがありますので、11月定例会で質問の場をいただいておりますので、このときにやらせていただきたいと思いますので、御協力願いたいと思います。

その次の答で、10月の藍場浜でのイベントでございますが、27年前には実は林業振興大会という名前だったんです。これはなぜ始めたかといいますと、秩序ある外材輸入制限というのがテーマだった。人の名前を出して申しわけないんですが、熊谷政策監が木材係のときに、そのときには国のほうへ秩序ある輸入材の制限をかけてほしいということを毎年、陳情に行っていたような、そういう形だったのが、今は少し全体として外材も含めて木造建築率が非常に落ちてきとるので、両方が、製材も外材もみんな合わせて木材の利用促進のほうへ転換せんかということで方向を変え、山と木と緑、それまでは山と木だったんです。山というのは我々であって、木というのは製材とか木材業者、緑というのは環境で、ずうずうしいんですけど足して、方向を変えて、それから24年間続いてきた。最初の時分には、基本的には大山持ちがお金を出して、そして、我々のような若い者が集まってきてというので、藍場浜の郷文の一番端の階段より北側に100人ぐらいだったかな、いつも満員に結構しておった。それが今のよう形になってきて、ちょっと少なくなってきたのは、そごうの体力が弱くなってきて、山から出てきて、そごうで買い物をして、ちょっと演説を聞いて、そしてそごうで買い物をして帰るっていうのが一番いいコースだったんですけど、最近になると、そごうを歩きよる人がおれへんのです。そごうが弱ったから、我々も弱ったんでないん。我々が弱ったから、そごうも弱ったんでないかと思いますが、いずれにしても、一番この条例に合うた、このテーマに合うた大会であろうと思います。ですからできますれば、今、お答えではしていただけるということだったんですが、中へ入れていただいて、続けていただければ大変ありがたい、そんな感じでございますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

続いて聞きたいと思いますが、岡本議員への知事の答弁がありましたが、条例では、理念ではなく取り組み方針について具体的な内容が示されていました。県が中心となって取り組む、このことは大変了としておりますが、このような予算の出し方、どこから持ってくるのか。そして、規模はどんなものか。規模まで話ができれば、お聞かせいただきたい。

梶本次世代プロジェクト推進室長

杉本委員からは、取り組み方針を具体化するといいますが、施策に当たっての予算というようなことでの質問をいただいております。

県においては現在、県産材増産のための基盤整備でございますとか、あるいは製材加工流通施設の整備など、幅広く県産材の効率的な生産体制を整備してきたところでございます。今後も、木材の増産を図るための整備というのは、引き続き必要と考えるところでございます。今年度は県産材の需要拡大のための施策といたしまして、県産木材住宅の供給拡大策でございますとか、製材業者の技術向上等への支援を実施しているところでございますので、本年度はこれらの事業を展開させていくと。それで、木材需要拡大を実施していくこととしております。それで、来年度につきましても、今後、そういった予算措置をも含めまして必要となる施策の検討を実施しているところでございます。

予算規模につきましては、今年度の予算を一応ベースに、また再度、施策の内容等を見直して、要求していくこととなりますので、その辺は御理解を願えたらと思います。それからまた、本県から政策提言を国に対して出させていただいた県産材需要拡大のための事業が、国の平成 25 年度の概算要求に盛り込まれているところでもございますので、今後アンテナを高くして情報収集して、これらを最大限活用できるように、その動向を注視してまいりたいと。そのことによって県産材の利用の促進に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

杉本委員

この 30 年間くらいの中で、木材の生産から消費までの流通っていうのは、壊滅的に近い、壊滅的以上だろうと思いますが、ぐじゃぐじゃになってきてしまった。しかも、大変力が弱った。その中で、上流のほうは随分とプロジェクト等で活性化してきて、もうあとはやる気とお金というだけで、理論的には整備が済んだ。ただ私が言っておりますのは、建築から消費、この辺がもうちょっと立ち直れんのでないかと思うほど壊れてしまっているのではないかと。

3 年ほど前ですが、私の友達がちょっと成功して、ちょっとや言うたら怒られますが我々から見れば大成功して、大阪でおるんですが、それなりの家を建ててみたい、木造でこれって言われるぐらいの家を建ててみたいと、こういう話で、杉本、材料等の世話してくれるかと。大工、設計となってきて話をしたんですが、徳島県内で木がそろわん。最も一流の木造の建築をする木をそろえられる木材屋がないんです。大工もおらん。最後にあったのは木舞の竹だけだったんです。竹はあるんです。真竹っていう竹です。これが何であるかという、姫路城が今改築している。これに徳島から真竹が行っている。これをしている人は友達ですから、横流しではないんですよ、ちょっと分けてくれるかと。これだけはそろった。あとはもうそろわん。200 くらいの部材が要んですが、それがそろわん。というのは、県下に木材屋がない。そろえてようためとらん。大工も力がなくなった。それからずっとさかのぼっていくと、軸組真壁工法っていうのは、もう県内でできんの違うかと、本方は。プレカットあたりは、随分機械がよくなってきておりますから、私やが思ったときのものとは随分違ってきておりまして、よくなってきている。しかし、最後の仕上げをする大工がそれを使うっていうことは、致命的だなあと。これからこしらえるということになれば、恐らく何十年もかかってくるだろうと。そういうことばかりを言うわけではないですよ、木取りの話ですから。しかし一般の住宅でも大変難しいところまで来てしまっ

ているんだろうと。これを立て直すのは、言うはやすしで、なかなか難しいところがあるだろうと思いますので、ぜひこつこつと努力を重ねていただきたいというような気持ちでございます。

ちょっと視点は変わりますが、前に2月議会で御質問させていただいておりますことで、ヘクタール 100 万円。もう一遍聞いてこいと地元が言いますので、聞かせていただきたいと思いますが、あの話は今でももっとんでしょうか。たびたび質問しますが、お答えいただきたい。

梶本次世代プロジェクト推進室長

杉本委員からのさきの2月議会での質問ということですが、伐採後の所得の確保の件でございますでしょうか。

杉本委員

2月の質問で、量的に間伐だけでは間に合わないので主伐をすると。主伐の跡地については、主伐の跡地の整備代を引いた残りの金でヘクタール 100 万円を山持ちに提供するわと。ですから協力してという話だったんです。これはまだ生きとんか、この話は。

梶本次世代プロジェクト推進室長

さきの2月議会で委員から御質問がありました、伐採後の植林等の必要経費を差し引いたとしても 100 万円程度の所得を目指すモデルを提案するという件での御質問です。

通常、間伐ではなくて皆伐の伐採の経費につきましては、補助事業の対象とはなりません、1ヘクタール程度の小面積皆伐というものにつきましては補助制度が設けられております。この制度によりまして、伐採した木材の販売収入、それから補助金というものが収入になるわけでございますが、そこから木材を販売するための経費、それから造林といいますか植林するために必要な経費、それからシカの食害対策等、こういったものを差し引いて 100 万円程度の所得を目指すというようなことで、お示しさせていただいたところでございます。

今年度は 30 ヘクタール程度の小面積皆伐を今、見込んでおります。現在、事業箇所の調査段階に入っているところでございますので、具体的な作業方法等の検討を進めているところでございます。ただモデルとしてお示しできる時期等につきましては、伐採した後、造林は2年以内にするということになっておりますので、今年度伐採する箇所については、平成 26 年の春にデータが出そう予定でございます。その後のデータを分析した上で、平成 26 年度中には、そういった目指すべきモデルとして御提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

杉本委員

あれはモデルや言ったか。全部のように思ってたわ。それはそれとして、ぜひ早くしてもらわんことにはやっっていけんというような世間でございますので、よろしく願いしたいと思います。

この条例、全体を読ませていただくと、県がやる気といいますか本気になっておいでるんだなということ。大変難しい問題を積んどりますが、ぜひやっていただきたいと、感謝を先に申し上げておきたいと思います。そ

してまた、山側にも随分気を使っていたいただいと。

私がこれを読ませていただいた感想は、C材、B材に対しては今までの実績があるし、随分配慮されておると。そして、今からもこれは何とかやっていけるだろう。ただ、ことしは大変木材が厳しい社会だ。高知県ではC材、B材はもう持っていかなのです。焼いてしもとる。火力発電で15万立米かな。こんな話が出てきた。5カ所の発電所云々。それだったら山で焼いたほうがまし違うかというような話。一緒にないか、CO2ですかね、プラス・マイナス・ゼロになるでないか。自動車に乗せて持っていくだけ損でないか。そんな話も出ておりますが、しかし、この計画をつくるときの視点は、C材、B材でなくて、A材です。切った木の70%がA材なんです。これの売り口を考えなったら立ち行かん。ですからA材を今からどうしていくかということをとにかく考えなったら、今まではA材が出てきて、そこそこの値段がしますから、C材、B材の補助金をつくった。辛抱しようかと、少々損しても出さんかっていうことでついてきて、いわゆるプレカットや合板の話が進んでいた。徳島県の合板は大変うまく売った。建築用、県が指定して型枠に入れてしまわんか。これ全国でも見本になって、たくさんの方が見にも来てくれました。悪口言うわけではないけれども、コンクリートから人に変わってゼロになってしまった。この間、犬小屋をこしらえるのに、土建屋さんに60センチの杉材の合板、あれ1枚何ぼするぞと聞いたら、わし知らんのよ、もうずっと使わんで忘れたわと。建材店のおじさんも息子に聞いてみんと思ひ出さん。もう四、五年見とらんのだろうと思う。そこまで来とる。ですから実際は、とにかく使ってもらわんことには製品はどないにもならんということでございます。話が飛んでしまいましたが、もとは、これを読んだら、A材に対する配慮がないではないかと。こんなんできらんかという心配もいたしております。これも予告になりますが、条例の中にA材に対しての対応を県が今からどのようにとっていくかということを次当たっております本会議で質問させていただきたいと申し上げて、終わります。

森本委員

いつもいつも思っていたことなんですけども、年間を通じて、私たちは県外の友達にすだちを贈ることというのが非常に多い。年間にしたら何十箱にもなるん違うかな。ひよつとしたら100箱を超えるときもあるんじゃないかなと思うときがございます。ハウスのときというのはそんなに思わないんですけども、露地物が出て、若干時間がたったら、こんな安いでええんかなあというように非常に気が引ける。生産者は本当に大丈夫なんだろうか。阿波踊りと並んで、やっぱりすだちというのは徳島県のスーパースターだと思うんでね。それが1箱300円やそんなので贈らせていただいているんだろうか。安過ぎて非常に心配になってくることが多々ございます。事前にお話をちょっと聞いても、生産性が低くなっていることはさることながら、単価が非常に落ちて、この農林の中でも安芸総局長とか黒石副部長などは、すだちで育てられたということを私は聞きました。黒石副部長なんかは特に高い早稲田の授業料を出してもらったという話を聞いて、今とてもでないけどすだちだけでは早稲田の高い授業料は絶対払えん。そういう中で、これからこのすだちを、徳島県のトップの県外に紹介する場合の農産品として誇り高く保つために、私は何とか単価を上げるような御努力をしていただかないかなと思っております。

例えば、なると金時とかレンコン、また藍住のニンジン農家の皆さんのすごいところだったら、単品でも1,000万円を超えるような収穫を誇っている農家さんはたくさんございます。それに比べて、すだち一本で今、経営をするのは私は非常に困難な状況になっているんじゃないかなと思っております。そしてさらに、こ

れだけ安くなったら若い農業青年がすだち離れもしていくし、ますます高齢化していくし、高齢化していく中で、作業能率も落ちるし、木そのものが身長より高くなったりでは皆さんも植えにくいですから、植えかえもしなきゃならない。こうした中で、私はいつかは廃れていくんじゃないかなというような心配を非常に感じております。単価の推移なんかを見ても非常に安くなっており、異常な豊作が続いとんだつたらともかく、生産量はそんなに変わっていない中で、単価が落ちている。こうした中で、生産者、農協、それと徳島県に、もう一度これを見直して、何らかの手だてをしてほしいなと思うんですけれども、ここ5年、6年の推移というのはどんな感じになっておりますか。

隔山とくしまブランド課長

すだちの栽培面積等の推移でございます。

面積につきましては、平成19年から言いますと、平成19年が495ヘクタール、20年が492ヘクタール、21年が447ヘクタール、22年が452ヘクタールということで、微減という傾向になっております。生産量につきましても、平成19年が7,296トン、20年が6,716トン、21年が6,520トン、22年は5,788トンというようなことで、生産量についてもやや減少しているという状況でございます。

森本委員

これだけ徳島のすだちというのが全国で非常に人気があって、例えば東京の方なんかには高いというイメージがあります。虎ノ門のアンテナショップのローソンに行っても、県のトモニ市場に行っても、大体小分けして、ビニール袋で3個から5個単位で入っております。5個だったら大体250円くらいかな。これを1キロの箱にしたら2,000円に相当するくらいの価格で、非常にぜいたく品という中で、生産量そのものはやっぱり今数字を聞いても大分落ちております。もともとそんな広い面積で興ってませんから、それが完全に落ちてきてますよね、数字を聞いたら。生産量そのものが間違いなく落ちてきているし、そうした中で、全国的な展開でもう少しPRを、PRは何十年も前からしとるんですけども、さらに進めていった場合、これでは将来的に追いつかないケースも出てくる。この少ない数字に合わせようというような営業努力では、私はあかんと思うんです。これではまだまだ生産量が足りないというぐらいの頑張りを徳島県としてもやってもらわんと、東京では知名度は高いけど、なかなか口に入らないというような状況です。今こうした生産力が落ちている一番の原因は何ですか。

隔山とくしまブランド課長

生産量が落ちている原因は、高齢化により、中山間中心の栽培ですので、どうしても手入れがしにくいような園地について、だんだん面積が減ってきておるというようなことで、全体の面積が減っている。面積の減少に伴い、生産量も減っているという状況でございます。

森本委員

非常に山の斜面とかは起伏が厳しいし、高齢化した中で、お年寄りが作業をするのは大変だなと思うんですけども、逆に考えたら、すだちのような人気商品に徳島の若い後継者がすだち専門に取り組めないという

か、そこが、私は一番問題だと思うんです。鳴門に行ったら、芋で 20 代の子がたくさんやっております。レンコンも若い子がやってます。これは何でかと言ったら、当然非常に収入も得るし、いい作物なんです。しかしながら、すだちに関しては若い子が入れないというのは、やっぱり利益が上がらないということだし、体を使う割にもうからないというのが一番の原因であります。行政がこれから取り組まなければならないのは、全国への普及もさることながら、やっぱり単価を上げていく。余りに安過ぎる。贈っていて悲しくなるくらい安いときがあって、お金を払うときはいいんやけども、いろいろ考えたら、こんなんでも徳島のすだちが守れるのかなと。5箱売って 2,000 円とか、宅急便で 1,200 円とか、もうそんな感じです。東京の人に、例えば 10 箱贈ったらびっくりしてますけど。会社とかに送りつけて、みんなで分けてくださいとか言うとか、それはびっくりするんだけど、実質こういう値段を知ったらまたびっくりされるだろうなというような思いです。

こうした中で、生産力を維持して、さらにふやして。単価はどうなってます、卸単価は。

隔山とくしまブランド課長

すだちの月別の単価と年間の単価でございます。

すだちの月別の単価ですが、今、すだちにつきましては、3月から8月のハウス栽培、8月から9月までの露地栽培、あとそれ以降の 10 月から2月までは貯蔵して、それを販売するという貯蔵栽培というふうに大きく3つの作型がございます。その中でやはり8月、9月の露地栽培の単価が安いというようなことで、平成 23 年の単価を見てみますと、8月がキログラム単価が 472 円、9月の単価が 385 円というようなことで、他の時期に比べると、かなり単価が低いという状況になっております。

森本委員

300 円台とか 400 円台だったら手間賃にもならんというか、喫茶店でアルバイトをするよりはるかに安いような時給になってしまうし、こういう単価を見ただけでも、やっぱりなかなか若い子は、すだち農家丸々は継げないんだろうなという気がいたします。貯蔵の終わりごろの値段が一年じゅうあったら本当にいいなあと思うんですけどね、3,000 円くらいの。実質、私は一番悪いときでも 1,000 円くらいに持っていくような何らかの手だてというか、調整をしていただきたいんですけども、この単価の調整ができるとしたら、どういうことが考えられますか。

隔山とくしまブランド課長

やはり1つには生産を安定させる。いいものを安定的に出していくというようなことと消費拡大のPRが必要じゃないかなというふうに考えております。

それで今、生産振興の取り組みといたしましては、先ほど委員からも御意見がございましたように、やはり高齢化が進んでおり、高齢化とともに栽培されている木もかなり古いものが多くなっているというようなことで、それらにつきまして植えかえを推進しており、植えかえることによって、やはり品質のよいものが増えるようになるというふうなことを1つ実施しております。あと、これも高齢化に伴いまして出荷に非常に手間がかかるということで、出荷量が少なくなりますと経営的にも厳しいというようなこととなりますので、特に今年度につきましては、神山町のほうで最新の選果機を導入いたしまして選果のコストを省くというふうなことで、

減少してきた栽培面積をそれによってもうちょっとふやしていただき、経営を安定させるという取り組みを生産面ではしています。

それとあと消費宣伝につきましては、すだちにつきまして、今、生産者代表とかJAさんなり市町村なりが構成しております、すだち・ゆこう消費推進協議会という、県もちろん参画しておるわけなんです、その中で、すだちの消費宣伝活動をしっかり実施しております、消費拡大なり単価アップにつなげていきたいというふうに考えております。

森本委員

生産量が落ちる落ちん以前の問題として、私は、すだちの実の出荷はどのくらいの割合かなと思って。あと要らん分だけが加工に使われとんかなと思っとったんです。それが先日、半々だということを聞いてびっくりした。すだちが商品として出されるのが 300 円や 400 円の時、多分、加工のすだち酢にされるようなすだちというのは、ほとんどただみみたいな値段で引き取られているんじゃないかなというような気がいたしました。五分五分じゃちょっとひどいなというような感じがします、やっぱり加工じゃなくて、すだちそのものが日本じゅうに行き渡るような施策があるべきじゃないかなと思うし、逆転したら大変なことになるなと思います。せいぜい7対3くらいで、すだちが全国へ流通するような形にしてもらいたい。

それと、すだちの普及については、私が議員になったころからずっと 20 年も聞いていますけれども、現実には生産量がこれだけふえないということは、そんなに普及しとらんのだなあ。我々が贈ってあげたりしたらみんな喜んで、近所にあげました、周りにあげましたと言っとるけども、わざわざ八百屋で買いましたという人は非常に少ない。東京なんかに行ってもね。それと景気が悪くて日本料理店が沈みつつあるっていうのも非常にマイナスなんです。ほとんどが多分家庭じゃなくて、東京なんかだったら日本料理の料理屋系が使っていると思うんですけど、これもまあまあ二流ぐらいまでだったら使うんやけど、居酒屋になったらまず出てこないんです。例えば、料亭と和民の利用なんかは何百倍も違うわけで、例えば居酒屋ね、チェーンの居酒屋でも焼き魚はたくさんあるわけです。すだちがついとったら、やっぱり僕はうまいと思うんです。居酒屋のやつこについてもうまいなと思います。まだまだPRの余地というか、消費拡大の余地というのは、そういう面で考えたらファストフード中心にやっていける可能性があるんじゃないかと思うんですけども、こういう方面に向かっては、どのような施策をとられていますか。

隔山とくしまブランド課長

先ほど申しましたすだち・ゆこう消費推進協議会で、年間を通じていろんなPRをやっております。例を挙げると言いますと、ことし新たに贈答用すだちを購入された方に応募いただきまして抽選で県産品が当たる、「すだちを贈ろう」キャンペーンを全国的に展開しております。あと量販店とタイアップして、特に首都圏で、やはり首都圏では1個当たりの単価がどうしても高く、箱買いをされる方がほとんどないということで、小袋に入れて販売を行うというふうな対応もしております。あといろんな機会をとらえて、特に量販店、スーパー等ですだちの消費宣伝キャンペーンを行う。あといろんなイベントがございます。特に最近では目黒のさんま祭りとか高円寺の阿波踊りとかで、大々的にすだちのキャンペーンをするというふうな取り組みを行っております。そ

れと最近の話題なんです、サントリーの角ハイボールという菅野美穂さんが宣伝しているCMの中で、すだちを使っているということで、これらについては非常に期待をかけているところでございます。

森本委員

もともと全国区になったのは、20 年以上前に週間文春の広告でサントリーリザーブのコマーシャルに魚の刺身かな、焼き物の横にぱっと添えられていて、すだちというのは一気に広がりました。今、聞いたところ、目黒のさんま祭りとか高円寺の阿波踊りとか、すだち娘のキャンペーンレベルを脱してないんじゃないかなと思います。

さっきも言ったように、やっぱり居酒屋チェーンね。東京の居酒屋チェーンの数なんてのはすごいし、例えば和民一つでも、冷ややっこにすだち半分というたら、とんでもない消費量になると思うんです。当然、焼き魚、サンマやらアジの開きやらホッケの焼いたのとか、これ定番ですから。若者がたくさん行く居酒屋のそんなところへも売り込む努力を県に、東京事務所あたりにしてもらいたいなというような思いです。行ったら必ず焼き物や冷ややっこはだれでも食べると思うし。こうしたチェーン店というのは無数にあるし、全国規模にしたら多分このぐらいの生産量では足らなくなるようなことになるんじゃないかなというような気もいたしますので、何としてもこの徳島の誇るすだちをこれ以上安くしたくないなあという思いがあるし、何とか知恵を出し合って、すだちだけで家計が維持できるようなすだち農家が何軒もできるような形をつくってもらいたいなと思っております。

それとあと1つ、ちょうどない時期の貯蔵ね。この方法っていうのもいろいろありますので、一番高い時期は3,000 円が平均でつくようなときもありますので、そうした出荷調整ができるように、また地元農協なんかと研究をさらに進めていただきたいなと。神山へ行ったらいっぱいもちろん皆さんやってますけどもね。私も見学に行ったことがありますけども、何カ月入れておいても緑が全く変わらんぐらい、このごろいい冷蔵庫がたくさん出ておりますし、そうした面については、それなりの行政的な措置をとってあげるべきだと思いますので、今後とも、すだちが徳島のここ一番の名産、農産品となるよう皆さんの努力を御期待申し上げます。終わります。

黒崎委員

先ほどより、杉本委員からは徳島の材の話がされておりました。また森本委員からはすだちのお話が出ました。これは本当に両方ともいい勉強をさせていただいたと思います。ありがとうございます。本当に恐縮しております。今から私が話しようかなと思っていたこととダイレクトにつながってくる話をさせていただきまして、本当にいい勉強をさせていただきました。

来年の春なんですけど、農林水産総合技術支援センターがオープンするということでございます。先週の金曜日に私もどこまでできとんかいなと思ひまして、見に行ってきましたら、本当に立派な大きな大きな建物ができておまして、その中に農業大学校も併設する。いろんな研究もそこですということでもありますけど、森林の研究所も中にある、それに果樹の研究所もその中につくる、水産研究所もその中につくるとか、徳島県の第1次産業の頭脳の部分のほとんどをそこに集約するような形で、特に試験研究というところの展開をされるんだというふうなことです。現在の組織図を今見ながらしゃべってますけど、一番最初の質問とし

て、この組織図がそのまま生かされるのか、あるいはどこか変わるのか、まずその部分をお尋ねしたいと思います。今何でこんな話をしようかと言いましたら、徳島県は組織をようけさわっとんです、今まで。それはそれで新たな挑戦とかそんなことがあって、意味合いはわかります。総務部にしても、また枝分かれしていったいできました。非常にわかりにくい形になっておりますので、今回、この総合技術支援センターの本部の組織をどうするのか。やっぱりここを利用する農家の方、あるいは一般の農家だけでなく第1次産業に携わっている方々が使いやすい組織図、わかりやすい組織図というものを維持していただきたいなど。そんな思いがあって、まず最初にその質問をさせていただきます。

何ほか続けて言っておきます。

最終的に総合技術支援センターは、池田、上板、勝浦、そういったところの出先を吸収して、集約するというふうなことを3年前には聞きました。それがどうも一転二転しているようでございまして、最終的にはどんな形になるのかというのを2点目でお聞きしたいと思います。

3点目は、整理する出先の部分ですね。こういったところは、こういった形で整理なさるのか。未利用財産をどうするのかと。未利用財産としてどういうふうな形で集約されていくのか。

とりあえずそこまでお尋ねしたいと思います。

斉藤企画研究課長

今、3点御質問いただきました。

まず第1点目の、平成25年4月に新しく集約されるときに、組織はどのように変わるのかというお話でございます。

現在、この新拠点につきましては、研究、普及、教育という分野を一体的に整備していくんだ。そして、そのメリットを生かしてワンストップサービスを提供していくということで、今、研究所の分野では、農業研究所、果樹研究所、そして森林林業研究所、この3つにつきましては新拠点に統合していく。そしてまた農業大学校も統合していく。そしてまたもう一つ、普及と組織も統合していくという形でございます。特に県民に対してワンストップサービスを提供していくという観点から、各研究所の垣根を取り払って、そして横の連携が強くなる。そして早く、県民に対して、その1つで話を聞いたら、すぐ技術や情報を提供できる。そのような形の組織にしていきたいというように考えております。

第2点目でございますけれども、農林水産総合技術支援センターの中で、農業研究所の三好分場、そして果樹研究所の勝浦本場と上板分場、この出先機関の話について二転三転したんじゃないかと、最終的な形はどうなるのかという御質問でございます。

現在、農業研究所の池田の中山間担当の施設がございますが、こちらにつきましては石井の新拠点に集約するという考えでございます。そして勝浦にあります果樹研究所本場でございますが、こちらはすだちなど常緑のかんきつの研究をしております。こちらにつきましては新拠点に統合いたしますけれども、新拠点ですだち等の木が大きくなるまでの間、おおむね5カ年くらいを考えておりますが、両方の施設を併用しながら進めていきたいというように思っております。しかし最終的には、果樹研究所勝浦本場につきましては廃止し、石井のほうに集約していきたいと考えております。それから上板のほうの果樹研究所分場には、ナシとかブドウとかの研究をしている施設がございます。こちらにつきましては石井のほうと土壌が違う環境でござい

て、この果樹につきましては上板の圃場で引き続き研究を続けていきたいというふうに思っております。

それからもう一点でございますけれども、集約する中で、未利用資産となるものについてはどうしていくのかということでございます。

未利用になる施設につきましては、極力基本的には売却を進めていきたいというふうに考えております。これまで幾つか、例えば吉野川市にあります鴨島分場の圃場の一部、また森林林業研究所の見本園については、既に売却しております。今残っている部分につきましても、できる限り売却を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

黒崎委員

ありがとうございます。まずその組織としての垣根を取り払って、ワンストップサービスを徹底してやるというようなことでございます。横文字が並んでワンストップっていうたらいかにもよくなるような気もするんですけど、組織をそんな形に変えるということでもありますので、従来使ってきた方々が、あら、どないなっとなぞっていうふうなこともあると思いますので、そのところは、県庁側のお考えだけでなく、利用されている方々とかに、もう一回ちょっと逆に相談を投げかけてみるとか、どうしたほうが使いやすいですかとか、そんな話を投げさせていただきたいなと。それは要望させていただいておきます。まずそれが1点。

それとあと、生産品目を研究する、生き物を研究する施設でございますので、例えば落葉樹を扱っている上板。ここは土壌が違うので、ナシとか桃とかカキとかそんなのは、上板のほうでやりますわという話です。勝浦のほうのかんきつ、これは石井のほうに持ってこられるということなんですけど、これ土壌的にはどうなんですか。石井と勝浦、土壌的にはどうなんでしょうか。新しいところに何か手を加えなんたら展開しにくいのか、あるいはそんな必要はないと。今のままでほぼ同じような状況なのかどうかというふうなこととか、ちょっとそのところをひとつお願いします。

斉藤企画研究課長

勝浦の圃場と石井の圃場について、土壌的に平気なのかという御質問でございます。

石井の果樹圃場につきましては、今のままではなくて土壌改良も行っています。それから、どうしても気象条件が違いますし、土地の条件も違いますので、極力同じような条件になるように進めております。またハウスを使いながらやっております。そのほか、絶対的にどうしても全く同じにはなれませんので、それにつきましては生産者の現場の力をおかりし、園地を活用して進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

黒崎委員

いずれにしても生き物ですから大事に研究していただいて、環境に合うような形でやっていただきたいと思うんですけど、研究の間隔があいたらいかんので、継続してちゃんとやっていけるように、土壌の育成のほうも勝浦の閉鎖と新しい研究所のオープンをできるだけうまく合わせてやっていただけますようお願いしたいと思います。5年かかるということですので、それはそれで5年かかるのなら5年かかるという計画の中で、うまくパトタッチができるようお願いしたいと思います。

それから池田のほうなんですけど、中山間地適用の生産品目の研究をやっておられますよね。これを石井に持ってきて本当に可能なかどうかという心配があると思うんですが、それは私が3年か4年前に1回質問したこともあるんですけど、そのときは大丈夫だとおっしゃっていました。それは可能なんでしょうか。中山間地のものを石井に持ってきて。

斉藤企画研究課長

池田の中山間地域のほうでやっております夏秋イチゴ、山菜などの研究でございますが、こちらについては基本的には石井に持ってまいります。ですから石井のほうに中山間地域の気象条件を再現できる新しい施設ができています。基本的にはこちらで対応しますが、やはりこちらについても先ほどの勝浦の圃場と同じように、どうしても違う部分も出てくると思うんです。それにつきましては、やはり生産者の現場の力をおかりし、圃場を活用し、生産者の意見を伺いながら、並行的に進めていきたいというふうに考えております。

黒崎委員

わかりました。ぜひともうまく段階を踏まえて移転ができますように、先ほどから何遍も言っていますが生き物ですし、特にこのかんきつなんかは、先ほど森本委員がおっしゃったすだちもそちらのほうで研究なさっとんかいな。ぜひとも今のブランドの品質をさらに高め、体力というか品種が持つとる病原菌に対する抵抗というか、そんなものをぜひとも守りながら品質を高めていっていただきたいと思います。

それと次は、その圃場の話なんです。大きい建物がどーんとできて、1辺が90メートルありますよね、あそここの新しい建物ね。本当にあれを見たらびっくりするんですけど、その前の古いところはつぶされるというふうなことなんですけど、圃場が農業大学校と一緒にになったら、農大が実習で使う圃場も必要になってくるだろうと思うんです。圃場は、研究所のほうの圃場と農大が使う圃場として足りるのかどうかというのが、素人の我々から見ても本当にこれで足りるんだろうかという心配があるんですけど、それについてお願いします。

斉藤企画研究課長

施設を集約する中で、圃場が不足するのではないだろうかという御質問でございます。

農業研究所、果樹研究所、そして森林林業研究所と農業大学校の組織が1つの施設として集約していくことで、圃場のほうもあわせてやっていくという形になります。ただ先ほど申し上げましたように、これらの施設はある程度目的が一緒になっておりますので、これまでのように、このエリアが果樹研究所、このエリアが農業研究所、このエリアが農業大学校というように、研究所単位のような区分を使わずに有効利用を図っていきたいと考えております。先ほどと同じように、このほかに生産現場にある農家が保有される農地をお借りして、そして全体として統合効果が発揮できるように進めていきたいと考えておりますので、今、圃場が不足するというふうなことは考えてはおりません。以上でございます。

黒崎委員

今考えて、不足することはないということでございます。こういった場でちゃんと発言していただいたので、

それはしっかりとやっていただきたいと思います。そしてまた、やってみて足りんでないかという話になってきましたら、農業大学校の今の圃場がありますよね。そういったことも、そっちからこっちに移転したから、こっちは使えんのだというのではなくて、そこも使えるというふうなことで柔軟に対応をぜひしていただきたいなと、よろしくお願いを申し上げます。

とりあえず研究所関係の質問はそれで終わりますけど、それについて部長、何か一言。

片山農林水産技術支援本部長

来年、オープンします農林水産総合技術支援センターにつきましては、先ほど斉藤課長から申し上げましたように、研究、普及、教育といった3つの分野を統合したメリットを最大限生かしてまいりたいというふうに考えております。組織の問題、それから土地の問題、委員からいろいろ御意見があったわけでございますけれども、現在、再編整備計画ということの中で、できるだけ効率的に有効活用を図っていこうというふうなことになっております。それから、先ほど未利用の土地の話がございました。財産処分につきましては、当初から計画を組んでやっております。一部、売却でもう覚書等を交わしておるところもございますし、これからもしっかりその計画に沿って、効率的に運営していきたいというふうに考えております。

今後とも皆様方の御協力を得まして、十分にいい施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

黒崎委員

ぜひともよろしくお願いいたします。

あともう一点だけ御質問させていただきます。

宮城県の復興に今、徳島県からお手伝いに2名行かれているというふうに聞きました。聞くとところによりますと、8月だったか9月だったか、宮城県のほうから、被災した第1次産業の基盤の中間報告的な何かそんなお話が1回あったように耳にしておりますが、いかがでしょう。今、徳島県の農業版のBCPをつくる上で、宮城県の復興の状況、あるいは施設被害の状況を参考にしてBCPをつくられると思います。今の宮城県の現状はどのようになっているのか、ちょっと御説明いただければと思います。

川崎農業基盤課長

今、黒崎委員から宮城県への農業基盤関係への復興支援についての御質問かと思いますが、若干経緯なりを説明させていただきます。

農業基盤関係では、委員がおっしゃられたように現在2名の職員が1年間の期間で支援に行っておりますが、これはまず平成23年9月から24年2月まで約6カ月にわたりまして、延べ10名、4名体制というふうなことで、農業土木の技術職員を宮城県に長期派遣してまいりました。この10名につきましては、そのうち6名は宮城県の仙台地方振興事務所におきまして、宮城県の南部のほうになります亘理郡山元町における農地や農業施設の復旧に係る業務に携わってまいりまして、あとの4名につきましては、それぞれ3カ月交代でありましたけれども、宮城県東部地方振興事務所におきまして、石巻市、それから東松島市の農地、農業施設復旧に係る業務に従事してまいりました。昨年度は、主に本格復旧の前の査定、災害査定とかそう

いった書類の作成なりを行ってきたところでありまして、現在は2名行っておりますが、宮城県の先ほど言いました東部地方振興事務所におきまして、石巻市、東松島市の農地・農業用施設復旧事業、本格復旧にかかっております。そういった、昨年から引き続いて同じ部門で2人が1年間、復旧業務に携わっている現状がございます。

現在、復旧状況につきましては、当然大規模な復旧でもございまして、農地の瓦れきの除去、それから除塩対策等に鋭意努力していただいているというふうに聞いております。以上です。

黒崎委員

私もこの間、8月に行ってまいりまして、高速道路の海岸線側のほうは雑草と米もそのまま残っていて、雑草と米が入りまじったみたいな形で生えて、もう雑然としていました。高速道路から西のほうは、お米がきれいにそろって生えておりまして、やっぱり高速道路が人の命と第1次産業を守ったんだなあというのが一目瞭然でわかるような、特に飛行場の近辺ですね、そんな状況でありまして、早く復興していただきたいなあと思います。そんな中で、徳島県から行かれて、協力なさっているということは大変なことだなあと思います。

その復興の中で、これから徳島県がBCPを策定されていきます。そんな中で、9月に国のほうから新しい被害想定が出ました。相当拡大された形になっておりまして、鳴門においても、実は直下型が起こったときに、昔々の四国地震記という記録の中には、大麻町池谷まで被害が及びまして、田畑のど真ん中で液状化現象が起こって大変なことになったというふうな記録が残っております。そんな中で、この間の国のほうの被害想定をBCPの中でどのように生かされていくのか、その部分を少しお尋ねしたいと思います。

川崎農業基盤課長

まず、先日発表になりました国の津波の想定の方の活用の方というふうなところでありますが、国が示しております津波の浸水範囲とか高さがございますけれども、それに基づきまして現在、県が独自のそれぞれの地域にマッチした浸水高とか想定を出しているところでございます。国の被害想定につきましては、それをもとにした県の独自の想定が出てきたところで、それぞれの施設整備とか農地の浸水範囲とか、そういったものも確定いたしまして、対応に努めていきたいと思います。

それと農業版BCPについてでございますけれども、当然そういった国の被害想定とあわせて、例えば先ほどから申しております昨年度派遣されました職員が戻ってきております。昨年度の職員からは、排水機場の復旧に当たりまして、東日本の震災では農業用の排水機場がちょうど海沿いにあるものですから、ことごとく被害を受けております。それも、運転マニュアルとか、それから施設のマニュアル、そういったものも流出していたところでございます。

そういったこともございまして、徳島県版の農業版BCPにおいて、施設の完成図書等がやはり復旧には不可欠であるというふうな判断をいたしました。津波で流出し、復旧に支障になっているという報告を受けたわけで、今年度から県営事業で実施しました排水機場の完成図書なりを分散保管して、そういった被害に遭っても、その復旧に活用できるような対応もしていきたい。それから、当然東日本では、農地の復旧に、農地の瓦れきの除去、それから除塩対策というのも重要になってきます。今まで余り経験のない復旧方法なわけで

すけれども、昨年派遣した職員並びにことしの職員はまさしくそれを復旧しております。そういった知識、経験を十分徳島の農業版BCPに活用していきたいと、このように考えているところでございます。以上です。

黒崎委員

農林水産総合技術支援センターのお話とBCP関連の話をお尋ねいたしました。徳島県の第1次産業をしっかり守って推進していく、いずれにしても大切な部分のお話でございますので、ぜひともしっかりと遂行していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

有持委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(11 時 59 分)

有持委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 03 分)

達田委員

先ほど説明をいただきました条例なんですけれども、木材利用の促進条例というのが出ました。通告はしておりませんけれども、これが次の議会のときに、もう既に条例案として出てくるといことなので聞かせていただきたいんですが、以前にも県産材の利用促進ということで、いろんな公共施設とか、それから子供たちが過ごしている施設なんか、そういうところもどんと木材の製品を取り入れていただきたいというような要望もしてきたんですけれども、この中で7ページに県施設における県産材の利用の促進というところを書いてございます。これを見ますと、県がみずから整備する公共建築物ということで、県が模範となって県産材を率先利用することなんですけれども、この制約ですね。「耐火建築物とすること又は主要建造物を耐火構造物とすることが求められていない低層建築物(延べ面積が 3,000 m²以下)」とか書かれております。これでいきますと、例えばどういうところになるのか、具体的にどういうものなのか教えていただけたらと思います。

梶本次世代プロジェクト推進室長

達田委員からは、県施設における県産材の利用推進ということで、例えばどういうところに使われるかということでの御質問をいただいております。

県産材の利用に当たりまして、まず県が公共建築物、県の施設を整備するに当たって模範となることによりまして、市町村あるいは民間の方にも木材のよさを認識していただくために、そういう規定を設けてはどうかということで審議会の答申の中に盛り込まれておるものでございます。現在、国におきまして木材利用促進法というものがございまして、それに基づく木材利用指針というものを県のほうで定めております。これをまた改めて条例の中にも位置づけていきたいというふうを考えておりまして、現在、その木材利用指針の中に定めております木材化を進める範囲ということで、「耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造物とすることが求められていない低層建築物(延べ面積が 3,000 m²以下)の木造化を原則とする」ということで、現在、指針の中に定められております。これは国の法律も大体このような形で、結局、建築基準法等に

よりも、そういった制限等もございますので、その範囲内で可能な限り木造化を原則とするということです。

それじゃあ具体的にどういうところかということですが、委員もこの春に木材利用創造センターを県議会の経済委員会視察で見学されたと思われるんですけども、その利用創造センターの隣に研修棟というものがあつたと思いますが、そこは木造の施設ということでつくっておるものでございます。ですから、高さが13メートル以下、それから軒高が9メートル以下で3,000平方メートル以下のところにつきましては、原則として木造化が可能ということで法律の中にありますので、できるだけそういうものは木造化を原則化して使用していくと。どうしても災害時の活動拠点や治安上の理由等で木造がなじまないものとか、危険物の貯蔵施設、文化財の収蔵とか展示施設などで、建築物に求められる機能等の重点から木造化になじまないというものもございます。そういった困難であると判断されるものは、木造化を進める対象としないという形で、今、木材利用指針に定めておりますので、そのような状況になっております。

達田委員

私もあの施設は見ていただいて、ふんだんに木材が使われていてすばらしい施設だなと思うんですが、全体を木造にするといえますと、この制約にかかると、ちょっとやっぱり限定的なものになりますよね。

中の内装部分を県産材にするということになりますと、かなり広がりますか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

委員のお話のように、構造物、いわゆる柱の部分ですね。そういったところが木造化できないという部分につきましては、内装の木質化という方法で県産材を利用するということではできますので、内装の木質化についても推進してはどうかということで、審議会のほうからも御意見をいただいております。

達田委員

再度要望になるんですけども、今これは県がみずから整備すると書かれているんですが、実際には、各自治体、市とか町とか村とかが持っている公共施設というのが圧倒的に多いと思うんです。こういうところで子供たちが育っていく場所というのも多いわけです。ですから、そういったところにこそ、やっぱりこういう木材を使っていただきたいなあという思いがございます。ですから、子供が使う机とか、あるいは教育用品、家具みたいなもの、そういうものとか、それから内装ですね。床であるとか壁であるとか、子供が実際に触れるところ、そういうところに温かい木材が使えるような、そういう制度をぜひ設けていただいて、広げていただきたいなと思います。それが1点。

それともう一つは、一般の住宅なんですけれども、一般住宅をどんどん県産材でつくっていただけたら本当にすばらしいことだと思うんですが、この条例の中をちょっと見てみますと、県民の健康のニーズにこたえるという形で県産の木材を使うという、そういう視点をぜひ入れていただけたらと思うんです。

ことしの7月に報道であつたんですが、健康に配慮した木造住宅の普及を目指す社団法人健康・省エネ住宅を推進する国民会議、これは大阪にあるそうなんです、ことしの冬から3年間、高知県土佐郡土佐町で住環境が健康に与える影響について住民調査に入るということで、計画では対象が200世帯、そして県内

団体も連携して、調査結果をもとに、将来は健康住宅の高知モデルを考案して、木材や住宅市場の活性化を目指すと言われておりました。昭和五、六十年くらいですかね、シックハウス症候群というのが問題になり始めて、アレルギーの方とか、アトピーの方、非常に健康を害するということが言われ始めたんですが、今は当時のようにひどいホルムアルデヒドが出るようなものを使わないようになっているとはいえ、やっぱり家具でありますとか、いろんなところで有害物質が室内に立ち込めて、それが健康を害するということも言われております。それに引きかえ、やっぱり木造住宅というのは、そういうことが少ないですし、建材そのものも、そして家具なんかもできるだけそういう県産材を使ったものに変えていければ健康状態も非常によくなるんじゃないかということで、この事業には、条例にも非常に期待はしているんですけども、そういう視点というのはいかがでしょうか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

達田委員からは、まず市町村への普及というものの重要性を御指摘いただいたかと思います。

市町村におきましても、市町村が整備する公共建築物等についての木材の利用推進という形で、24の全市町村において、現在、市町村の方針を定めていただいております。県としても市町村と連携して、公共建築物等の市町村の整備が進むように、支援といいますか技術的な助言等も含め、行っていきたいというふうに考えております。

それと、一般住宅における県産木材等を使うことによるメリット等につきまして、十分普及啓発していくことによりまして、県産材利用の促進を拡大していきたいというふうに考えております。

それから、住環境といいますか、県産材を使うことによりまして、健康面でもいい面があるんじゃないかというように言われておりますけども、確かに、例えば佐那河内村の統合小中学校で県産材を使った学校をつくっております。その机なんかも県産の木材を使ったものを使っております。保護者の方、あるいはそのお子さんからも非常に木のぬくもりや温かい感じがするということとか、あるいは、これはなかなか難しいんですけども、インフルエンザで休む子供が減ったとか、ただそれはまだ1年だけのことでありますので、今後そういったいい面についてデータをとっていったって、普及していく必要があらうかと思います。そういった県産材を使うことによるメリット、それについては当然、県としても普及啓発、どんどんどんどんPRしていきたいというふうに考えておるところでございます。

達田委員

ぜひ研究していただいて、いいものはいいんですけども非常にコストが高くなって、なかなか手が出ないということではなくて、やっぱり皆さんがそういう健康的な住宅に住めるような、そういう環境を目指していただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

未利用地活用再生可能エネルギー実証実験なんですけど、事前委員会のときにもお尋ねをしたかと思うんですが、もうちょっと詳しく教えていただきたいんです。今、実証実験事業となっているんですけど、どの程度の規模のものを何カ所に、どういうところにつけようとしているのか、具体的にもうちょっと教えていただけたらと思います。

寺尾農村振興課長

達田委員から今、未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業の内容についてお尋ねいただきました。

まず事業の内容といたしましては、復元が困難な耕作放棄地等、農村地域に広がる未利用地、こういった資源を活用しまして、再生可能エネルギー、主に太陽光施設と発電施設を導入することによって、農家の所得の向上につなげていきたいということで実証実験として提案させていただいております。内容といたしましては、農業者が組織する団体が取り組む小規模な太陽光施設、今、50 キロワット程度を考えておりますけれども、こちらにつきまして施設の設置の補助、あと設置するための造成費用についての補助、あと売電のための電力会社の電線との系統接続の費用につきます補助を行うということで、この対象地につきましては、公募によって2カ所程度を募集するということで考えております。

達田委員

公募によって2カ所程度ということなのですが、例えば、今おっしゃった造成とか、つける費用とか、いろいろひっくるめて、どれくらい費用がかかるものなのでしょうか。

寺尾農村振興課長

今、想定している費用でございますけれども、50 キロワット程度の発電施設につきましては、1キロワット当たり大体 40 万円ぐらいではないかと想定しますと、1カ所当たり 2,000 万円ぐらいの費用がかかると。このうちの一部、20%程度について今、補助を考えております。造成費用につきましては、10 アール程度の面積が必要ということで、こちらの費用の2分の1程度の補助。あと系統への接続につきましては、場所によって延長等ありますけれども、最長でも上限として 200 メーター程度の接続距離を考えておりまして、それに対する2分の1補助というのを考えております。

達田委員

そうしますと、余りにも不便な山奥みたいなところはちょっとふさわしくないわけですね。

それで、この実証実験の期間とか、どの程度要って、そして実際にその後どうなるのかということなのですが、実証実験を行うわけでしょ、どこかへつけて、2カ所ぐらいつけて、やってみて、そしてその後はどうするのかということが問題だと思うんですけれども、1つは、つける団体なり、いろんなグループなり、そういう方が申し込みをして、手を上げていただくわけなんですけれども、そこがちゃんとつけて、そしてちゃんと計画的に、金銭的に何年かしたらペイできるというような、そういう見通しが恐らくちゃんとあっているんでしょうけれども、それがきちんとこうですよということが広報できるかどうかということ。それと今、言いました後々ですね。この実証実験が終わった後々はどのようにしているのか、その点をお伺いいたします。

寺尾農村振興課長

実証実験の見通しとその後、どうやって普及していくのかということについてのお尋ねかと思います。

まず実証実験につきましては、今後、補正予算を認めていただいた後に、公募で募集するというところでございますけれども、これについては、年度内には設置を完了して、売電を始めるといったようなことで考えております。今、政府のほうで、経済産業省発表資料ですけれども、再生可能エネルギーの固定価格買取制度につきましては、3年間の促進期間が設けられておりまして、その期間につきましては、特に利潤に配慮した単価設定がされております。ことしでいきますと具体的には太陽光では買取価格が42円ということで、20年間はその価格が適用されるということで、内部収益率は税引き前で6%ということでございます。それから見ると十分採算の見込める内容ということでございますので、本事業によりまして、耕作放棄地というちょっと不利な条件の土地でも採算性を実証しながら、こういう耕作放棄地なり未利用地を活用して、再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

そしたら、これから公募をするということなんですが、今度こういったものをじゃあつけてみようと、耕作放棄地があるという場合に、今までの団体とかじゃなくて、新たにこれから再生可能エネルギーをつくっていくグループを設立して、申し込みをするっていうようなこともできるのかどうか。

それともう一つは、実証実験の案内の中に5点載ってるんです。「自然エネルギー立県とくしま」の推進とか載っていますが、この4番目、5番目に、中山間、過疎対策として、農家経営の安定から定住促進を目指すというのと、5番目に地域農業を守る担い手の育成というのがあるんですが、こういうものを取り入れて発電設備をつくるということと、この目的というのはどういうふうに関連するのかというのが、ちょっと私はイメージがなかなか描けないんですけれども、その点、ちょっと説明していただけたらと思います。

寺尾農村振興課長

2点御質問いただきました。

まず、この事業に対して新たな農業者のグループ等をつくって参加できるのかという点につきましては、今回の事業の実施主体につきましては、農業者等が組織する団体ということで考えておりまして、農業法人であるとか、農業者が3名以上集まって構成員となるような団体につきましても対象と考えておりますので、今後、その公募に間に合わせるように、そういう団体を設立いただければ、この事業の対象となると考えております。

また、中山間地の活性化とか過疎対策とか、あとはその担い手の獲得といったところにどのように関連するのかという点につきましては、太陽光発電ということで、収益が20年間保証されているような事業でございます。今回は実証実験ということで対象を農業者に絞り、さらに中山間地域で復元困難な耕作放棄地が多いといったことで、こういった未利用の資源を活用いただくことで、収益が上がるといったことを実証実験することにより、そういった未利用の復元困難な耕作放棄地をお持ちの地主さんとかに取り組んでいただき、収益を上げていただくということで、それがひいては定住とか中山間地域の活性化につながるものと考えております。

達田委員

では、自然エネルギー立県とくしま推進戦略というのがございます。これで、徳島県が非常に高い自然エネルギーを導入できるポテンシャルがあるということで戦略に掲げられておりますけれども、農林水産部として、こういう太陽光であるとか小水力であるとか、どの程度この戦略の中で自然エネルギーの取り入れの位置づけというのをされているんでしょうか。

寺尾農村振興課長

農林水産部としての再生可能エネルギーあるいは自然エネルギーの本県全体における位置づけについてのお尋ねでございますけれども、本県の再生可能エネルギー導入の量というのは、今のところ、どれくらい設けるか、導入を図るかというところは定めもございませんで、これにつきましては、さきの本会議で知事のほうから今後、国において策定されるグリーン政策大綱の動向を注視し、国で導入目標が決定された際には、本県としての役割を踏まえ、独自の目標設定について検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がされたところでございます。したがって農林水産部の目標につきましても、国におけます導入目標が決定されて、本県独自の目標設定が行われる場合に、その中で検討されるのではないかと考えております。

達田委員

再生可能エネルギーの導入につきましては、徳島県が先進県として、どんどんと進めていっていただきたいという、そういう思いなんです。県のほうもそういうことで戦略に取り組んでおられるんじゃないかと思うんです。ですから、国が定めたのに従ってというんじゃなくて、徳島県が先陣を切っていけるように、ぜひ各部署、農林のほうも、これ農林のほうこそ導入できるところがいっぱいあるわけですから、ぜひこの点で頑張っていっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、次なんですけれども、那賀川地区の農地防災事業につきまして、以前の議会でもお伺いしたんですけれども、国営の事業が非常におくれているということで、やっぱり農家の皆さんは、おくられているんだけど、実際にどういうふうな水のとり方ができるんだらうかという、そこが問題なわけなんです。今現在、附帯の県営事業というのがなかなか行えない状況のところ。また国営に関係なく暫定取水をして県営の事業も行えると、団体営とか県営とか、そういう事業が行われてきたというところもあると思うんですが、その状況ですね。全体として、今、県の附帯事業については、どういう状況にあるのか教えていただけたらと思います。

川崎農業基盤課長

今、達田委員のほうから、国営総合農地防災事業の那賀川地区におけます、関連の県営事業の状況についてという御質問でございましたが、まず国営事業につきましては、現在、進捗自体がおくられているということもありまして、見直しの方向について検討されているところでございます。

関連の県営事業に関しましては、その国営事業の計画見直しに合わせた関連事業計画について、今後、国営事業の方針が決まる中で検討していきたいと考えております。現時点で既に関連事業等で圃場整備等

が進んでいるところもございますが、まだまだ関連事業が残っておりまして、そういったところについては国営事業に合わせた計画見直しを今後進めていく予定としております。

達田委員

この前にお聞きした範囲では、事業費ベースの進捗率が全体で 39%。1 期地区の上流のほうで 49%、2 期地区で 29%というようなことだと思うんですけれども、これから言いますと、非常にまだまだたくさん残っているということで、これは一体どうなるんだろうかという思いがあるわけなんです。

国営のほうは平成 8 年から始まっていると思うんですが、たしか平成 20 年度に、20 年度まで区切ってやりますよと。その後、また計画が変わって、堰の見直しとかやられまして、今年度までを目標にしていたと思うんです。しかし、また見直しをするということで、何年か見直しを行って、その後、新たな計画を出してくるということで、本当にこれはいつになるのかという率直な思いを皆さん持っておられるんです。国営の事業がちゃんと行えてから県営ですよということになりますと、農家の皆さんが待っている安定したきれいな水を取水して農業に励みたいという、その思いが果たせるというのは一体いつになるのかという率直な思いなんですけれども、その点いかがでしょうか。

川崎農業基盤課長

国営事業に伴いまして、県営事業の推進はどういうふうになっていくのか、効果がいつあらわれるのかという御質問かと思いますが、まず先ほど言いましたように、今後の県営事業につきましては、国営事業の見直しと合わせて県営事業の見直しを進めてまいります。そして、国営事業の見直しが終わった後、工事を再開し、できるだけ早期に事業効果を発現していただくように実施をお願いするわけですが、当然、見直しをいたします県営事業につきましても、その国営事業と並行して、地元の意見を取り入れながら実施してまいりたいと考えておりまして、国営事業と合わせた事業効果の発現を図れるように努力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

達田委員

この国営事業の見直しというのがいまいまいちわからないので、それに附帯する事業もどうなるのかというのがなかなか見えてこないわけなんです。一番皆さん心配されておりますのは、これを行った後、いつまでかかるかわかりません、長々かかるかもわかりません、これから。その後、農家の皆さんが負担をしなければならない負担金というのが、物すごく高くなっていくんじゃないかという心配をまずされているわけなんです。

昨年、この事業の評価というのが行われましたけれども、この中で見ますと、さらなる事業コストの縮減及び効果の早期発現に資する施設計画の見直しに向けた検討が必要だと書いてある一方で、コストが増大するなど総事業費の増嵩が見込まれるというふうに書かれているんです。この検討委員会の中での議論を見ますと、少なくとも 1.5 倍という数字が出ています。費用対効果の分析結果は 864 億円というような総事業費の中で数字が出てきていますので、これはどういうふうに出てきているのかちょっとわかりませんけれども、少なくとも 1.5 倍、2 倍になっていくんじゃないかというような心配がされているわけなんです。そうなります

と、県営事業のほうも、やっぱりその大きな影響を受けて、結局、末端で農家の負担が大きくなるんじゃないかという心配がされるんですけども、その点はいかがでしょうか。

川崎農業基盤課長

国営事業の見直しに当たりまして、まず県といたしましては、大きな事業工期の延伸とならないように、総事業費の抑制、それから将来の農家負担をできるだけ減らすように維持管理費の軽減、並びに事業効果の早期発現が可能な計画見直しをしていただくように国にも要請しておりまして、また、これに関しましては、県営の関連事業についても同じ考え方を持って見直しを進めていきたいと、このように考えておるところです。以上です。

達田委員

それともう一つは、この事業が行われますと、きれいな水が取水できるということで期待をされているわけなんですけれども、パイプラインですつといきますと、きれいな水がパイプを通っていきます。上の用水路というのは排水が流れていくわけです。ですから時々はやっぱり流してやらないと、きれいな環境が保てないという、徳島県は下水道整備が非常におくれていますが、中でも県南地域は阿南市、小松島市と、小松島市が最低だったですかね。とにかく、下水道整備というのが非常におくれていてる地域ですので、農業用水路に皆さん排水料を払って排水をさせていただいているという状況です。それが、今でも汚い水が流れているのに、ますます汚い水が流れていくんじゃないかという心配もあるんです。

その点の水質、環境ですね。農業用水はきれいな用水がとれるようになるかもしれませんが、市街地なんかを流れる水路の環境というのは、どういうふうにきれいにしていくのか、その点、どういう計画になっているのでしょうか。

川崎農業基盤課長

事業に関する水質の効果という御質問かと思いますが、この事業は農地防災事業でございまして、地域の農業用水の水質改善ということを1つの目的として実施しております。今回の見直しにつきましても、その目的を外さないというところでいろいろ工夫をして、地域の環境にも資するような形の見直しをしていただくようお願いしております。また、そういったところでも関連するんですけども、早期効果発現の観点からも、現在の既存施設の有効活用ということについても国に要請しておるところでございます。そういった面も含めて検討していただけると聞いております。以上です。

達田委員

既存施設を有効活用して、それはいいことだと思うんですが、それによって農家の負担は大きくなりませんか。どうですか。

川崎農業基盤課長

効果の早期発現とあわせて、当然、既存施設を有効活用ということはコスト縮減につながっていくと、このように考えております。

達田委員

それはそうなんですけれども、先ほど申し上げました、これから国営においては事業費の増嵩が見込まれるというふうな、これはどういう意味なんでしょうか。

川崎農業基盤課長

国の再評価委員会の中では、現状の計画を進めていくと、かなりの増嵩が見込まれるというふうな表現だったように我々は判断しておりまして、先ほど言いました、大きな事業工期の延伸とならないような総事業費の抑制等、維持管理費の軽減、それから事業効果の早期発現、こういったものを可能にするような見直しをお願いしているところで、そういった方向性で見直していただけるならば、大きな事業費の増はないものと、このように考えております。

達田委員

これは要望なんですけど、国がまとめている評価の中で、関係団体の意向ということで、県からの要望はこうですよ、地元からの要望はこうですよというように書かれております。県のほうは、やっぱり農家の皆さんの思いと同じように、国営事業と関連の末端整備事業をあわせて推進しているんですけれども、徹底した工事コストの縮減による地方負担の軽減、それから事業完了後の農家の負担軽減を図るために、維持管理費軽減につながる施設整備を行うことを要望していると、県がね。ですから、この姿勢はやっぱり貫いていただいて、末端の負担が重くならないように、ぜひお願いをしたいと思います。また、市にしましても、各土地改良区にしましても同じ願いなんです。そのことをぜひお願いして終わりたいと思います。御答弁をいただいて終わります。

川崎農業基盤課長

今回の事業計画の見直しに当たりましては、当然、国、それから我々県、両市、それから土地改良区の皆さんと、現時点でも一緒になって検討しておるところでございます、その検討が済み次第、今後は十分に農家の方々の御理解をいただけるように、そして御意見を聞きながら、この見直しの詳細について進めていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

木南委員

林業県徳島というのが、きょうの議論を聞きながら再確認したところなんです。ところがなかなか苦戦しているということも実感したわけです。かつて徳島は、家具、仏壇、鏡台はトップシェア、仏壇もトップグループであったように思うんですが、何で徳島にこんな家具産業が発達したのかなあということを話してみますと、杉本委員からは、徳島には木造船をつくる船大工あるいは船の家具をつくる人が多かった。ところが、だんだんだ

んだん木造船はなくなって、家具のほうへ木工品のほうへいったんではないかと、こういうことでありますが、今、鏡台も非常に生活様式が変わって苦戦しておるし、仏壇業界についても中国、ベトナムの進出ということで、非常に苦戦しているのが現状でないかと思うんですが、しかし、卓越した技術というのは、まだ徳島に生きとると思うんです。家具職人、あるいは建具といいますか、指物職人という人がいるわけですが、この人たちに聞きますと、県産材を使いたいんだが、県産材は使いづらい、買いづらいと、こういう話をされるわけです。

本質から外れるんですが、消費を大きく拡大できる分野ではないと思うんですが、高品質のものが売れるということがありますので、やっぱりものっていうのは、エンドユーザーといいますか、いわゆる商売人はエンドユーザーと言うわけですが、消費者のニーズがどこにあるかということのを的確に判断しないと、ものはつくっても売れないと、こういうところなんです。きょうの森本委員の質問で、すだちは何で生産量が上がらんの、じり貧になるのということに対して、生産者が高齢化しているっていう答弁があったんですが、実は消費が盛り上がらないから、つくってももうからんから、だんだん生産量が落ちる。これに尽きるんじゃないかと思うんです。

それで、今、県庁も六次産業化推進担当室というのが、こんな時代にできたと思うんですが、非常にタイムリーな話だと思うんです。やはり1次産品を加工して、エンドユーザー、末端のユーザーさんにお渡しする、このことが6次産業化と思うんですが、ところがせっかくできたのに、分掌事務の中でも、どんな仕事をしているのかよくわからんの、担当室長から六次産業化担当室の仕事内容、目指すところをお話いただければありがたいと思います。

住友六次産業化推進担当室長

ただいま木南委員から御質問のございました六次産業化の推進についてでございます。

先ほど御説明いただきましたように、商品化と申しますのは、最終的には消費者の嗜好をとらえて、どういうふうなものを世の中に出していくかということが一番大事になってまいります。私ども、六次産業化の推進を担当する者としたしましては、やはりまず世の中に出していける産品の発掘の段階、そして次にそれを加工して付加価値をつけるという段階、最後に商品化されたものを流通に乗せていくという段階の3段階に分かれてございます。

現在、その商品のシーズを探すというところでございますけれども、これにつきましては、現在、農業支援センターを中心に生産者の皆様から情報をいただいたり、あるいは相談に乗るということを進めておりますと同時に、私どもも若い生産者の方々のところとか、あるいは女性の経営者のグループ等々を回らせていただいて、いろいろシーズの発掘をしているところでございます。そういったものにつきましては、次の段階として、研究機関、先ほどの知の拠点もございまして、そういったところのお知恵をおかりしたり、あるいは専門の加工業者の皆様方のお助けもいただきながら製品化をするというようなステップに進んでまいります。現在、県でもモデル事業ということで、加工する場合の試作品づくりでございますとか、あるいはパッケージングをするようなことに対しての支援をするということで、5社ほどちょっと今お手伝いをさせていただいているところでございます。さらにそういった、ものづくりが進みますと、次にやはり流通に乗せるということになりますので、実はこの10月にも徳島ビジネスチャレンジメッセのときに、生産者の方と流通の方をマッチングさせるようなフェアの開催ですとか、それから11月には加工業者とのマッチングというようなことも現在計

画をしてございます。さらに、この6月、7月でございますけれども、一部、各PRできるようなところに、それぞれの生産者の皆さんを御紹介して流通につながるようにということで、今、動きをとっているところでございます。

ですので、今後、木南委員に御質問いただいたように、消費者のニーズ、そういったものをとらえながら、少しでも付加価値がつくように頑張ってまいりたいと考えております。

木南委員

室としての心意気はよくわかります。今、やっていることはよく聞きました。どこをどんなふうにしていくたいめにつくったのか。1次産業というのは自然を相手にする産業です、農林水産業。加工する、それを直販する、あるいは市場へ出すと、これを6次産業といつんだらうと思うんですが、今の組織というのは目指すところがありますよね。農林水産の6次産業として目指すのか、6次産業としての1つの組織的なものというか6次産業という業をつくっていかうとするのか、そこら辺の見きわめというのはどうですか。

住友六次産業化推進担当室長

今、御質問いただきました内容でございますけれども、6次産業につきましては、まず生産、加工、流通を生産者が行う6次化の観点と、生産をしながら加工業者、あるいは商工の流通業者の方々と連携をする農工商連携の形の2つがございます。やはり昨今の情勢を見まして、いきなり生産者がすべてをやるというのは、その条件ですとかいろいろなものを見ながらやる必要がございますけれども、今、既にノウハウをお持ちの、例えば商工のそれぞれの団体の皆様ですとか、業者の皆様のお知恵をかりながら進めていくというのが非常に重要なことになってまいります。生産者が最終、流通までできるというのが一番理想形でございますけれども、やはり商工の関係団体、あるいは事業者の方々と連携をしながら進めていくというのが、今一番大事なことなのではないかと考えております。

木南委員

そういう答えを期待したんです。というのは、さっき一番最初に木工製品を例に出したのは何でかということ、木材は農林水産、次の加工品は商工のほうに話してよと、こんな話が今までずっとあったわけです。そんなんではうまいこと進まんよと。6次産業化というのはこれを包括するのが6次産業化ですよというのが私の考えですから、住友担当室長に頑張ってもらいたいと思うんですが、今のスタッフってどんなふうに行っているんですか。

住友六次産業化推進担当室長

今、スタッフは、とくしまブランド課の中におりまして、それぞれ生産者のところを回らせていただき御相談に乗るような対応でございますとか、あるいはその次の加工に係る御相談について、それぞれの研究機関におつなぎをしたり、商品づくりのモデル事業の応募ですとか、いろいろ事務処理を行っております。それと、最後に流通ということで、先ほど説明いたしましたマッチングフェアでございますとか、いろいろな商談会

等々への御案内というようなことも含めて、今現在、とくしまブランド課の中で連携してやっておりまして、担当はほかの生産業務とも兼務しておりますけれども、何名かの体制でやっております。

木南委員

部長、趣旨はわかった。ところがやっぱり趣旨というのは、支える組織というのが非常に必要でないかと思う。農林水産部というのはこの座席表を見ても、何かというと1次産業にかかわった人がほとんどなわけです。農商工連携って、先ほどの家具の話ではありませんが、やはり6次産業化を進めていくというその方向、方針を出したら、組織としてのポリシーが欲しいと思うんです。農林水産部自身が6次産業化をどれだけ熱心に考えとるのか、あるいは組織的なことをどんなふうにしていこうとしとるのか、もし考えがあればお答えいただいて、質問を終わります。

吉田農林水産部長

ただいま木南委員からは、6次産業化の目的なり意義なりを踏まえて、どういう組織づくりといいますか、どういう体制で臨むのかという御質問であったと思います。

御承知のように6次産業化につきましては新しい成長産業であり、県といたしましては今もうかる農林水産業というのを目指しておりまして、その中で大きな手段の1つであるというふうに認識しており、今後ますます重要な分野になってくようかと思えます。したがって、来年度の組織体制云々につきまして、今ここで明確に申し上げることはできませんけれども、そうした重要性等々にかんがみまして今後とも体制の強化は図ってまいりたい、このように考えております。以上でございます。

木南委員

6次産業というのは非常に大事なことで、今までの1次産業というのは何かっていうたら、ものをつくったら卸売市場法とかそんなんがあって、全部そこへ出したらものは処分してくれたんです。だから、つくるのが主体だった。しかし、一般的な6次産業としての1つの業を興すとすれば、ものをつくる、このものは何かっていうと、消費者がどれだけ買ってくれるのか、消費者にものを売って集金して、ようやく商売が成り立つわけです。それには、つくるだけの技術、卸売市場法にいつまでもすがっているのでは、この1次産業というのは成り立つはずがないんです、これから。そういうことからいうと、6次産業化というのは非常に大事なことだと思うんです。

農林水産部としてもそのことを真剣に考えていただいて、次年度等々の組織に反映していただきますようお願いして終わります。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第27号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（13時57分）